明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一四四）　一
○歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（同一四五）　三
〔告　示〕
○福島県双葉郡川内村の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境一四三）　四
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十四年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人森林総合研究所平成二十三年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失・懲戒の処分関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六九
会社その他
会社決算公告　九〇
　九三

省令

○厚生労働省令第百四十四号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。